

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ヒトノネと称する。

(目 的)

第2条 この法人は子ども・若者の自立的な成長を支援し、生きる力を育む機会や場を提供する事業を行い、共に生きる社会を創出することを目的とする。

1. 学童保育、保育所等の児童福祉事業
2. フリースクールに関する事業
3. 教育・保育の指導、研究及びコンサルティング業
4. 教育・保育分野におけるプログラムの企画・開発及び販売
5. 教育・保育分野におけるプログラムの企画・開発及び販売のフランチャイズ事業
6. 教育、保育、福祉、就労に関する情報発信事業
7. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
8. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター
11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労支援及び就労移行事業
12. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
13. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
14. コーチング、カウンセリングなどの心理的援助活動事業
15. 英会話教室、その他各種教室の経営
16. 飲食店業並びに食品、調理食品及び飲料品の製造及び販売
17. 物販事業
18. 不動産の賃貸、管理、保有及び運用
19. 広報物・広告の制作、執筆、イベント企画運営

20. その他当法人の目的を達成するために必要と認める事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を岐阜市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2 死亡

3 総社員の同意

4 除名

② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故又は支障があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事が招集する。

③ 社員総会を招集するには、法令に別段の定めがある場合を除き、会日の1週間前までに、日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面により社員に通知する。ただし、社員の承諾を得たときは、法令に従い電磁的方法により通知することができる。

④ 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（社員総会の権限）

第10条の2 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任又は解任
- 2 理事及び監事の報酬等
- 3 計算書類の承認
- 4 定款の変更
- 5 解散及び残余財産の処分
- 6 その他法令又はこの定款で社員総会が決議するものと定めた事項

（招集手続の省略）

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、この限りでない。

（議 長）

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、出席した社員の中から議長を選出する。

（決議の方法）

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項にかかわらず、社員の除名、監事の解任、定款の変更、解散その他法人法第49条第2項に定める決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（社員総会の決議の省略）

第14条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の構成)

第18条の2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他当該理事と特殊の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

② 前項の特殊の関係にある者は、法人税法施行令第3条第1項第4号に規定する特殊の関係のある者の範囲による。

③ 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(監事の員数)

第19条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第20条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事及び業務執行理事)

第21条 当法人に理事長1人を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

② 理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

④ 理事会は、その決議によって、理事の中から法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事を選定することができる。業務執行理事は、理事会が定める職務分担に従い、当法人の業務を執行する。

⑤ 理事長が欠けたときは、理事会は、法令の定めに従い、速やかに後任の理事長を選定する。

⑥ 理事間の具体的な職務分担及び権限は、理事会が別に定める理事職務権限規程による。

（監事の職務及び権限）

第21条の2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

③ 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

④ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

⑤ 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

⑥ 監事の監査の具体的な手続は、別に定める監事監査規程による。

（理事及び監事の任期）

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

② 報酬等の額又は算定方法及び支払方法その他必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬規程による。

第5章 理事会

（構成及び権限）

第23条の2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

② 理事会は、当法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督及び代表理事の選定・解職を行う。

③ 理事会は、次の事項について決議する。

- 1 事業計画及び収支予算並びにその変更
- 2 計算書類及び事業報告の承認
- 3 社員総会の招集に関する事項

- 4 重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財
- 5 重要な使用人の選任及び解任並びに重要な組織の設置、変更及び廃止
- 6 代表理事及び業務執行理事の選定・解職並びに職務分担
- 7 第27条の2に定める取引の承認
- 8 理事会の権限に属する規程の制定、変更及び廃止
- 9 その他法令又はこの定款に定める事項及び重要な業務執行に関する事項

(開催)

第23条の3 理事会は、3か月に1回以上開催するほか、理事長が必要と認めたとき又は理事若しくは監事から法令に基づく招集の請求があったときに開催する。

(招 集)

第24条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。会日の1週間前までに、日時、場所及び会議の目的である事項を各理事及び各監事に通知する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

② 理事長に事故若しくは支障があるとき又は理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集することができる。

③ 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して招集を請求することができる。監事は、法人法第100条の定めに従い、理事会の招集を請求することができる。

④ 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

(招集手続の省略)

第25条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるとき、理事長が欠けたとき又は当該議案について理事長が特別の利害関係を有するときは、当該議案の議決に加わることでできる出席理事の中から議長を選出する。

(理事会の決議)

第27条 理事会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(競業及び利益相反取引)

第27条の2 理事が法人法第84条第1項各号に掲げる取引をしようとするときは、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

② 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事会の決議の省略）

第28条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（職務の執行状況の報告）

第29条 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

（理事会議事録）

第30条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

（理事会規則）

第30条の2 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議によって定める理事会規則による。

第6章 計 算

（事業年度）

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第31条の2 理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これらを変更するときも、同様とする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第32条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第33条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第34条 当法人は剰余金の分配を行わない。

(特別の利益の供与の禁止)

第34条の2 当法人は、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えてはならない。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(定款の変更)

第35条の2 この定款は、社員総会において、第13条第2項に定める決議によって変更することができる。

(解散)

第35条の3 当法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(規程の制定)

第35条の4 当法人の運営に必要な規程は、法令又はこの定款に別段の定めがあるものを除き、理事会の決議によって定める。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

岐阜市光町2丁目15番地4

川口花子

岐阜市光町2丁目15番地4

川口聡

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附則（今回変更分）

この定款の変更は、社員総会において決議した施行日から施行する。

変更決議日 令和 8年 9月 15日

施行日 令和 8年 10月 1日